

# 消費生活 サポーター 通信

平成29年度  
第3号

## 今号のテーマ

こんな相談がありました  
訴訟？裁判！？  
公的機関から突然ハガキが届いた！  
～架空請求 その1～



### 事例



「訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。「契約不履行により訴状が提出された。連絡しなければ給料や不動産を差し押さえる」というものだった。内容には全く心当たりがなかったが、送り主も公的機関のようなので、ハガキ記載の問合せ窓口に電話をしたほうがいいだろうか？

送られてきたハガキです  
(一部加工しています)

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)278 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月22日

法務省管轄支局 [ ]センター  
東京都 [ ]  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[ ]-[ ]  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

### アドバイス

これは**架空請求**のハガキで、公的機関のような名前をかたり不特定多数に送り付けられたものです。覚えのない請求に対して、記載されている問い合わせ先に電話をしてはいけません。言葉巧みに誘導され、個人情報を取得されたり、金銭被害に遭ってしまうおそれがあります。どう対処すればいいかわからないと思ったら、**すぐに消費生活センターに相談しましょう。**

### ◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)  
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
テルミちゃん  
(Tel. Me)